

「周術期口腔機能管理」は2012年度の診療報酬改正から導入されています。しかしながら、「周術期口腔機能管理」とはどのようなものなのかまだまだ周知が行き届いていないのが現状です。

「周術期口腔管理機能」の目的

がん等の治療に合わせて、術前や術中、術後に予想される口腔内感染症の予防を目指します。

また、口腔感染症から予想される合併症を引き起こす可能性のある要因に対応することで、術中の事故を事前に予防する目的があります。

最終的には、患者さん自身の術後・治療後の合併症に対するリスクを減らし、QOLを保つことを目指したりハビリ期への移行を目指します。

「お口からがん治療を支えます」

奈良県歯科医師会では、独自に周術期の口腔ケアに対する講習会を歯科医師や歯科衛生士に向けて開催しています。また、連携歯科医院として協力可能な歯科医院のご紹介ができるように体制を整えています。



(一社) 奈良県歯科医師会



住所：奈良市二条町2丁目 9-2

電話：0742-33-0861

FAX：0742-34-1279

周術期口腔機能管理

について

～疾患治療のために口腔機能が評価される時代に～



「周術期口腔機能管理」とは

がん治療などによる合併症予防のための「歯科診療報酬項目」になります。しかし、歯科だけではなく「医科歯科連携に対してついた点数」です。また、予防的処置に対して算定を行えるという特徴があります。

「地域医療連携のための目標」

地域医療連携としての取り組みの中でも「周術期口腔機能管理」は重要視されています。厚生労働省では次のような目標を掲げています。

- ①手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケア
- ②がん化学療法、頭部放射線治療と口腔ケア
- ③緩和医療における口腔ケア

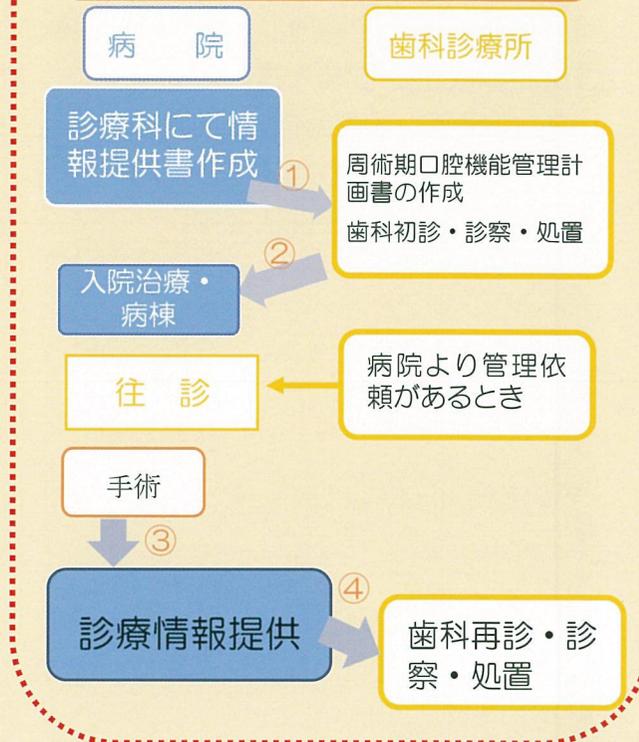
がん治療病院（歯科口腔外科なし）と歯科診療所との連携パターン

放射線・化学療法（抗がん剤）で行う場合



- ① 診療科より連携歯科診療所の歯科医師に口腔機能管理依頼を行っていただきます
- ② 歯科診療所では診療情報提供書を元に検査を行い、必要な処置を行います
- ③ 歯科診療所で口腔機能管理を引き続き行います
- ④ 放射線、抗がん剤療法を継続中の入院患者さんの口腔ケアを連携歯科診療所が往診にて行うケースを示しています

がんの全身麻酔による手術を行う場合



- ① 診療科より連携歯科診療所の歯科医師に口腔機能管理依頼を行っていただきます 歯科医療機関間連携加算が算定できます
- ② 歯科診療所で診療情報提供書を元に検査、処置を行います
- ③ 入院中の患者さんに対し、依頼を受けた場合は手術までの期間に往診を実施します
- ④ 退院した患者さんに対し、連携歯科診療所の歯科医師が口腔機能管理を実施します